

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.12-1

事業No.	文財-06	事業名	永福寺跡環境整備事業
単年度・経年		個別事業名	永福寺跡環境整備事業
実施計画事業との関連		国指定史跡永福寺跡の環境整備(2-1-2-②)	
<p>現 状</p> <p>平成20年度から平成24年度までを第1期大型整備事業として整備を開始したが、平成22年3月の国の整備方針変更に伴い、同年8月に復元整備工事の実施体制を、11月に本整備の事業工程(期間を含む)をそれぞれ変更し、平成23年12月に事業の進捗状況により後期実施計画とともに修正した。</p> <p>平成22年度中は、整備方針変更に対応して、環境整備工事(その1)設計等業務、同監理業務及び三堂基壇補足設計業務を委託し、環境整備工事(その1)を実施し、平成23年度中は、環境整備事業工事(その2)設計等業務、同監理業務、苑池復元整備補足設計等業務及び三堂基壇復元整備積算等業務を委託し、環境整備事業工事(その2)を実施した。</p> <p>今後も事業工程に沿って、復元整備を進めていく状況にある。</p>			
<p>平成23年度に行った事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境整備工事(その2)設計等業務、同監理業務、苑池復元整備補足設計等業務及び三堂基壇復元整備積算等業務を委託した。 環境整備工事(その2)(内容は、植生保存地区の園路整備工、植栽、礎石・東石展示工、4ヶ国語説明板設置工、門扉本体設置工等)を実施した。 史跡永福寺跡整備委員会を開催した。 			
<p>平成23年度に行った事業の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・県と調整しつつ、史跡永福寺跡整備委員会の指導・助言を得て、苑池復元整備補足設計をまとめ、三堂基壇復元整備積算を行った。 前年度に引き続き、環境整備事業工事(その2)として、植生保存地区の整備を進めて、平成24年3月下旬から一部公開を開始した。 			
<p>今後の課題(内部評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の期待に応え、早期公開に視点を置いて、平成22年度に変更した事業工程及び平成23年度に修正した事業工程に沿って、国・県からの補助金を確保しながら、着実に事業を進めていく必要がある。 			
<p>委員の方からの意見(外部評価)及び意見に対する市の考え方・対応策(⇒にて表示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国との協力の中で、今後も引き続き、着実に事業の進捗を図っていただきたい。 <p>⇒引き続き、国・県と調整しつつ、史跡永福寺跡整備委員会の指導・助言を得て、復元整備事業を着実に進めていきたい。</p>			

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.12-2

事業No.	文財-06	事業名	永福寺跡環境整備事業
単年度・経年		個別事業名	永福寺跡環境整備事業
実施計画事業との関連		国指定史跡永福寺跡の環境整備(2-1-2-②)	
<p>前年度内部評価への対応等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡永福寺跡環境整備事業は、平成25年度の仮オープンを目指し、公開・活用できるよう着実な事業の進行を図っていかなければならない。 ・引き続き国・県及び市関係部局、地元住民との調整を行っていく。 <p>⇒国・県と調整し、国庫補助金の確保を図り、事業工程の変更(仮オープンを平成27年度に変更)により、着実な事業の進捗を図った。</p>			
<p>前年度外部評価への対応等について</p> <p>永福寺跡環境整備事業・博物館整備事業・国宝館管理運営事業に関しては、文化を後世に継承するという意味からも、文化都市鎌倉にとって重要な事業である。しかし、これらの事業は、利潤を追求することに関して、そぐわない事業であり、そこから利潤を追求することも行いにくい事業でもある。したがって、文化に関しては、費用対効果のような営利的な考えではなく、文化の継承という異なった価値による事業の運営が求められる。</p> <p>⇒本市の本格的な国指定史跡の復元整備事業であり、平成9年度に策定されている史跡永福寺跡保存整備基本計画に沿って、史跡の保存を第一に早期に歴史教育の場として活用できるよう、史跡永福寺跡整備委員会及び国・県の指導・助言を受けながら、着実に整備を進めた。</p>			

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.13-1

事業No.	文財一09	事業名	国宝館管理運営事業
単年度	経年	個別事業名	国宝館運営事業等
実施計画事業との関連		鎌倉国宝館展示出版の充実(4-3-3-⑤) 鎌倉国宝館本館の修繕(4-3-3-⑦)	
現 状			
<p>鎌倉国宝館は、鎌倉地方を代表する国宝や重要文化財を多数収蔵している。収蔵品には社寺等から寄託されているものも多く、鎌倉に伝わる貴重な文化財を後世に伝える重要な役割を担っている。また、優れた収蔵物が多いこともあり、展示の面においても高い質を保持しており、極めて良好な生涯学習環境を提供する場にもなっている。</p>			
平成23年度に行った事業の概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・平常展の他、年6回の特別展を開催し、観覧者総数は55,752人、観覧料総収入は20,024,730円で、前年度に比べ観覧者は432人の減少、観覧料は279,460円の増加となっている。 ・図書売払収入は1,994,930円で、前年度に比べ295,610円の増加となっている。 ・魅力ある展示に努め、夏に特別展「仏像入門－ミホトケをヒモトケー」と題し、小中学生にも分かりやすく解説するなど、仏像に興味を持ち始めた人にも気軽にご来館いただける企画を開催して、7,500人の観覧者があった。また秋の特別展として鎌倉の密教美術を特集した「鎌倉×密教」を開催した。会期中には陳列品解説、関連座談会を開催するなど、15,131人の観覧者があり、展覧会図録(販売部数900部)は、会期中に完売するなど、好評を博した。 ・館蔵品の政子手箱図修理を実施した。 ・資料を虫害から防ぐため殺虫燻蒸を行った。 ・展示場ガラスケース内の壁面クロス張替え修繕を実施した。 ・高等学校の日本史必修化を踏まえ、学校教育との連携、支援を図るため、市内高等学校の学校行事による利用に対して、観覧料減免や特別解説の実施などに関する利用案内の送付を行った。 			
平成23年度に行った事業の成果			
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな寄託品を受け入れ(6件13点)、また館蔵品(1件1点)が市指定文化財に指定されるなど、収蔵品の展示資料としての充実が図られた。 ・政子手箱図修理の実施により、収蔵品のより良好な保存が達成された。 ・殺虫燻蒸の実施により、収蔵作品の安全な保管・展示が図られた。 ・展示場ガラスケース内の壁面クロス張替え修繕の実施により、より良好な展示環境が確保された。 ・県立大船高等学校の総合学習授業の来館にあたり、観覧料減免及び特別解説を実施した。 			
今後の課題(内部評価)			
<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に彫刻展示スペースに免震設備を設置したが、残りの展示場の大規模地震への対応は不十分であり、免震設備の設置等を継続的に検討するとともに、免震設備が設置されるまでの間、展示品の安全を図る展示に努めることが必要である。 ・新館事務棟の建設後30年、本館展示場の大規模修繕施工後20年以上を経過し、施設内各所の老朽化が懸念される状況である。平成25年度に空調設備の大規模修繕が実施計画の中で採択されるなど、一部対応済みの設備もあるが、良好な管理が収蔵物の保管には必須であるため、未実施の部分についても計画的に更新を図っていくことが必要である。 ・来館者数増加のため、生涯学習施設としてだけでなく、学校教育の場としての利用の促進を図る必要がある。 			
委員の方からの意見(外部評価)及び意見に対する市の考え方・対応策(⇒にて表示)			
<p>・文化財という観点から世界遺産とのつながりが出てくると思うが、今後の見通しはどうか。 ⇒国宝館としても資料の展示を検討している。この秋には神奈川県立博物館、金沢文庫と連携し、事業の展開を予定している。</p>			

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.13-2

事業No.	文財一09	事業名	国宝館管理運営事業
単年度	・ 経年	個別事業名	国宝館運営事業等
実施計画事業との関連		鎌倉 国宝館展示出版の充実(4-3-3-⑤) 鎌倉 国宝館本館の修繕(4-3-3-⑦)	
前年度内部評価への対応等について			
<p>・平成21年度に彫刻展示スペースに免震設備を設置したが、残りの展示場の大規模地震への対応は不十分であり、免震設備の設置等の検討を継続する必要がある。</p> <p>・殺虫燻蒸について、従来使用していた薬剤より毒性が低く、殺菌に対する効果もある酸化プロピレン製剤(商品名「アルプ」)を使用した。その経過観察の継続が必要である。</p> <p>・空調設備が設置後20年を経過し老朽化している。収蔵物の保管には良好な空調管理が必須であるため、大規模修繕等による対応が喫緊の課題である。</p> <p>⇒・彫刻展示スペース以外の展示場への免震設備設置について、後期実施計画事業に搭載すべく担当課と協議したが採択されなかったため、今後も要望を継続したい。なお現在、免震設備の未設置部分の展示については、テグス等による固定などにより、安全の確保を図っている。</p> <p>・殺虫燻蒸について、平成22年度より酸化プロピレン製剤(商品名「アルプ」)を使用して経過観察を行ってきたが、現時点では特段の不具合は認められず、短期的には問題がないと認められる。今後は5年、10年といった長期的な視点での収蔵品への影響について検証を行いたい。</p> <p>・老朽化した空調設備の対応については、後期実施計画事業として採択され、平成25年度に本館展示場空調設備の大規模修繕を予定している。</p>			
前年度外部評価への対応等について			
<p>・金沢文庫のような少し高度なボランティアを活用する仕組みなどが必要なのではないかと。学芸員の増といったこともあるが(現実的には不可能であるため)、意欲ある人材に高度な学芸員の知識を伝授し、学芸員的な仕事を任せるといった視点で意欲ある人材を活用してほしい。</p> <p>⇒鎌倉の歴史と文化に興味をもつ市民等による講座や展示解説など、普及啓発の役割の一端を担ってもらうことは非常に望ましいことであると考えられ、この役割を担える高度なボランティアの育成方法等について引き続き検討していきたい。</p> <p>・永福寺跡環境整備事業・博物館整備事業・国宝館管理運営事業に関しては、文化を後世に継承するという意味からも、文化都市鎌倉にとって重要な事業である。しかし、これらの事業は、利潤を追求することに関して、そぐわない事業であり、そこから利潤を追求することも行いにくい事業でもある。したがって、文化に関しては、費用対効果のような営利的な考えではなく、文化の継承という異なった価値による事業の運営が求められる。</p> <p>⇒鎌倉国宝館は、鎌倉市内及び周辺の主に中世の美術品・文化財等の魅力をより多くの来館者の皆様に触れていただくことが重要であると考え、当地域の文化の継承に努めている。また、生涯学習施設としてだけでなく、高等学校との連携を模索するなど学校教育の場としても活用されるような、展示・事業内容の実施に努めている。</p> <p>・外部研究者の委託、流動研究員のシステムが必要である。</p> <p>⇒外部研究者への委託については、収蔵品の主たる部分が寄託品から構成されていることから、所有者との信頼関係にかかわる部分もあるため、その導入については慎重を期したいと考えている。また流動研究員のシステムについては、すでに学芸員として大学院博士課程在学または満期取得退学した人材を非常勤嘱託員として採用したり、正規学芸員と異なる専門分野の臨時的任用職員として採用するなど、調査・研究の充実を図っている。</p> <p>・歴史研究員も必要であるが、国宝館と市民、国宝館と地域の関係から、施設とコミュニティの関係の研究を進める担当職員が必要である。</p> <p>⇒国宝館を市民にとってより身近で親しまれる施設とするうえで、市民・地域コミュニティとの連携を深めることは重要であると考えている。現在、鎌倉の歴史と文化に興味をもつ市民等に対し、講演の実施・講師紹介等活動の支援を行うとともに、高校における日本史の必修化に向け、近隣の高校の社会科授業との連携を模索するなど、施設とコミュニティの関係を深めるべく引き続き努めており、今後も種々のコミュニティとの連携を深めていきたいと考えている。</p>			

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

鎌倉市教育委員会 教育部 教育総務課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

TEL 0467-23-3000 内線 2392 FAX 0467-24-5569

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

e-mail: kyouiku@city.kamakura.kanagawa.jp